

いう事になったというのを御承知だったかどうかということもぜひお聞かせいただきたいと思います。

○市長（田村匡雄君）

原議員さんの御質問に、自席でお許しをいただきまして御答弁申し上げます。

私が老人福祉の件の大綱を申し上げ、また横田基地の関係にお答えいたしましたして、その他は部長からお答えをさせますので、よろしくお聞き取りをいただきたいと思います。

老人福祉の件については、非常にいろいろ御心配をいただいているわけですが、この件につきましては、年々いろいろの施策、それからいろいろなことで向上しているというふうに私は考えているわけですが、特にいろんな関係で見舞金の制度、それから、先ほど御指摘をいただきました寝たきり老人に対する紙おむつでございますか、こういったこと等につきましては、先ほど申し上げたとおり部内で検討を命じてございます。

現在ただ、そういったあれでございすけれども、物資を与えるだけでいいのか、あるいはそうでなく、いろいろと精神面のこととか等々いろいろございまして、そういったことも考えあわせてどのようにしていったらいいかというようなことを、福祉総合センターのいろいろな調査の中でそういったことを含めまして研究をさせ、また介護手当等の関係も含めましていろいろと協議をするようにしておるわけでございます。

それから、米軍横田基地の件でございすけれども、中止の要請をしたのかというようなお話がございすけれども、この件につきましては、私どもからはそういう件につきましては申し上げる立場ではございませんので、地位協定によりまして国と国との関係の条約等によりまして、協定によりましてしておるわけでございまして、この件については、中止の件については要請はしてございません。

それから、C130の緊急着陸の件その他について二、三御質問がございましたけれども、この件についても私どもの方は連絡等は来ておりませんし、また、そういうことも今初めて実はお聞きしたわけでございまして、大変に遺憾だというふうに考えておりまして、早速こういったことがございましたので、いつも申し上げてあるのでございすけれども、事故のないようにというようなことは申し上げているわけでございまして、今後ともそういった事故防止に万全を期すように連絡をしていきたいというふうに考えておるわけでございす。

それから、新しい飛行機がいろいろと飛来しているというようなことでございすけれども、この演習の中でそういった飛行機が飛来しているのではないかというふうに私は理解をしておるわけでございす。そのように考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○建設部長（森田 進君）

自席からお許しをいただきましたして、公園の関係について御答弁を申し上げます。

市内の公園につきましては、御案内のように児童遊園と言われるもの、あるいは都市公園と言われるものがそれぞれ条例で整備をしております、その中で市が維持管理をする。同時に適正な管理を行うためにあるいは市民に統一の基準を設けて、その使用についてある程度制限をしている、そういう事実がございす。そういう中で市の公園、あるいは児童遊園等については維持管理をしているのが実情でございす。

今、御質問いただいております団地の公園の関係でございすますが、これにつきましては団地を管理しております公社の方へ出向きまして公社の考え方を一応聞いてみますと、公社としましては、基本的には先ほど市長が答弁の中で申し上げますように、将来の建替え計画、そういったものの中で市に譲渡することは非常に支障が出てくると、そういう配慮から、特に公園の譲渡については認めてないと、そういうことでございまして、公園の性格といたしましては、公社はその団地の専用施設と、そういうふうな位置づけをしております、先ほど御質問にございましたトイレの問題あるいは水飲みの問題、そういったものについては専用施設であるので団地内の人々が利用するのが中心だと、そういう一応判断をしまして、特にトイレ等については防犯上の問題、そういうものもございまして、今設置する考えはないと、そういうふうに一応聞いてございます。

また、公社、公団の団地につきましては、福生に限らず他市にも相当そういった設置が行われているわけですが、それらについても全く同じ基準で整備あるいは維持管理をお願いしていると、そういう状況のようでございす。

以上、答弁にかえさせていただきます。

○教育次長（須崎 進君）

教育問題についてお答えいたします。

二十六市の学級数等の状況を見ますと、二十学級以上の学校が二百校のうち六十八校で、三四％ぐらいあるわけですが、その中には二十七学級から始まりまして三十学級ぐらいまでの学校も、調布市等においては二校もあるという状況でございますし、町田市においても二十九、三十学級という中で学校経営がなされているというような状況でございます。

こういった中で、この事態に対しまして解決策ということでございますけれども、教育委員会といたしましては、校長

に十分なリーダーシップを発揮して事に当たっていただくというようなこと、それから、教職員一体となって組織的、継続的な指導体制を十分とっていただくというようなこと、それから、一人一人の教師が教育者としての自覚を持っていただくというようなこと、それからさらに、教育相談ですとか個別指導の結果を全校的、組織的に勉強に結びつけて指導をするというようなこと、そういうようなことで実態の把握を適切にして指導の徹底を図るというようなことを考えているわけでございます。

さらにいろいろ問題がありましたときには、問題の法律的解決に基づきまして学校、家庭、地域の連帯、協力を緊密にとりて事に当たっていききたいというようなことを、常々と校長会あるいは教頭会において、またその他の会議においてもこういったような事態の中での解決策ということで話を進めて実施に当たっていただいているという状況でございます。以上でございます。

○市長（田村匡雄君） 大変申しわけございません。答弁漏れが一つございましたが、今お答えいたしますが、チームスピリット87の演習について、防衛施設庁から連絡があったのかという御質問がございました。防衛施設庁からはそういう連絡はございません。

答弁とさせていただきます。

○福祉部長（生子国利君）

先ほど市長から御答弁申し上げたのですが、幾つか私の方で補足いたします。

まずデイ・ケアの問題ですが、この関係につきましては先ほど市長から答弁されましたように、福祉会館ができるまでの間はどのようなのだというような問題ですが、これは現実の問題として、今既に給食、入浴、それから看護、いずれにしても対応できるものはやっておりますけれども、しかし、そういった核になる福祉総合センターのようなものができれば、なおより綿密なケアができるのではないかと今ふうに考えています。

しかし、現在のところ特老——特別養護老人ホームがこれから十月に開設の予定になっておりますし、それから秋川市にあります松楓園等の協力を得て現在やっておりますけれど、それらにつきましては、今後センターを中心に考えていきたいというふうに考えています。

それから、痴呆性老人の託老の問題でございますが、確かに、これは国としても都としても緊急課題になっておると思います。痴呆性老人そのものは、福祉に先ほどの係数でいきますと百四十人ということになっておりますが、なかなかそ

の数字というものはつかみにくいと。これは家庭的で家族からそういうふうな、私のうちの親なら親が痴呆であるというようなことは明言できませんので、民生委員を通じて把握しておりますけれども、ごくわずかの数しか出ておりません。しかし、潜在的なものが相当あるのではないかと思うのですが、これらの対応ということにつきましても、現在国の考え方としては特別養護老人ホーム等ができる際には、それと併設をしろということになっていきます。

そんなことも考えあわせ、今後やはりこれだけの施設というものは別途に考える必要があるのではないかと今ふうに考えていますが、これらは特養等ができます際に、十分また協議を重ねまして、できればその幾つかに特別な施設が収容できるようなものを、市として確保する必要があるのではないかと、そう考えております。以上です。

○十一番（原 敏子君）

それではまた最初から、老人の問題から話をさせてもらいます。質問させてもらいます。

入院見舞金制度については、私は非常に今の市長の答弁の中でおかしいなと思うのですけれども、老人福祉問題、入院見舞金制度のところで答弁がありましたけれども、物資を与えるだけでよいのかどうなのかということですが、これはどういふことなのかというふうに思うのです。物資を与えるだけでよいのかどうなのか、それはどういふ考えからこういう言葉が出てくるのかという、言葉じりをとらえるみたいで非常に嫌ですけれども、こういう考えはやめていただきたいというふうに思います。

福祉というものはどういふものなのかというところからいくと、こういう答弁は出てこないというふうに思うのです。お年寄りというのは私が言うまでもなく、これまで社会に貢献され、社会の中で年をとってこられて、いずれはだれもお年寄りになるわけです。老人福祉法第二条でも、やはりお年寄りというのは敬愛され健全な老後を送れるようにしなければならぬのだというふうに書かれていますように、こういう中で高齢化社会に向かって福祉のお年寄りの対策をどういふふうにとっていくかということが今問題なのであって、物資を与えればいかどうかというふうなものではない、そういうふうな考え方、そこがもう違うのではないかと私は思うわけです。

確かに今度の老健法の改悪——私は改悪だと思います。四百円が八百円になり、三百円の期限のあったのが四百円で期限なしになって、確かに低所得者には今までどおりというふうなことがありますが、大部分のお年寄りは医療費の自己負担額が値上げになったわけですね。こういう中で、私は福祉市の財政の問題で、なければ仕方がないと思いますけれども、たった二百五十八万五千円あれば老人入院見舞金が制度化できるわけです。ここをやらないで物資を

考えるだけでよいのかどうかというふうな回答というのは、本当にお年寄りをないがしろにするような回答だというふうに、私は思うわけです。

それで二言目には総合福祉センターをつくっていく中で検討していくのだというふうに言われますけれども、それではこの総合福祉センターができた時点では、こういう高齢化社会に向かってのお年寄りの施策はすべて網羅できて、これからは安心して福生でお年寄りが生活できるのかどうかという、このところだと思っています。

ところが、先ほどの市長の答弁の物資を与えるだけでよいのかどうかなんて、こういう答弁からくると、総合福祉センターができて果たして高齢化社会に向かってそれは対応できるのかどうかという非常に疑問だと思ふのですけれども、私はもう端的でいいです、福生はいっぱいお金があるのですから、積み立てたお金があるのですから、二百五十八万五千円をお年寄りに使う気があるのかないのか、これだけ聞かせてください。

それと、後はデイ・ケア。今やはり確かに松楓園とタイアップしてそれなりのものを行っています。これは特養ができればもっと幅広いものができるだろうというふうに私も想像しますし、確実にそういうふうなものをやるためにも特別養護老人ホームが福生市に建設されるというふうに思いますのでいいと思うのですけれども。とにかくこのデイ・ケアなんかも、やはり今までやっているからどうのこうのということよりも、やはりこれからの社会の対応に備えて、もっと幅広く今やっている以上のものを、例えば給食にしても毎日というのは大変にしても、やはりそういうふうになんか拡充をしていくとか、そういう入浴なども有料になっていますよね。そういうものなどもこれからはお年寄りばかりになっていくわけですから、そういうところをどういうふうに考えていくのかということなども踏まえて、やはりこれは十分に、これから十月一日に開設すると言われていますけれども、新しくできる特養との連携を密にとっていただいて、今までと同じようなことではないように新しく一つ特養老人ホームができて、さらにデイ・ケアが進んだということができるようにならなければいけません。今のまま松楓園でやっているようなものをそのまま特養で、福生で持つてこようというふうになっているのかどうか、何かそこらの新しい考えがあるかどうか聞かせてください。

それと老人憩いの家なんですけれども、先ほど部長にも答弁がなかったのですね、この老人憩いの家は。市長は小学校区ごとというふうに言われましたけれども、確かに老人、敬老会があるわけですから、老人クラブがあるわけですから、

やはり地域住民との交流を図るということが、私はその後に来る痴呆性との絡みとも非常にやばい効果があるのではないかと思うのです、そういうふうな交流を図ることが。それで今はそれぞれ老人クラブなんかも地域会館を利用したり、それぞれの町会の会館を利用したりして行っていますけれども、やはりお年寄り専門というふうに私は思いませんけれども、子供たちからお年寄りまでみんなが使えるようなそういう会館が地域にあればいい。私はもう年齢の階層というのですか、それをお年寄りはお年寄りというふうに分けない方がいいとは思いますが、そういうふうな老人の憩いの家の設置なども、小学校区ごとという答弁がありましたけれども、これはどの程度、大体いつごろというふうに考えられているのか、もう少し具体的にお聞かせください。

痴呆性老人の関係ですけれども、今部長が特養と併設というふうにはなくて別がいいというふうに思われているというところで、本当に力強いというふうに思いますけれども、やはり痴呆性の託老のことは、今もう部長が答弁されましたように、国や都が非常に緊急問題だと言っているだけでなく、そういう痴呆性のお年寄りを抱えた家庭はもっとも緊急な問題になっているわけです。

施設があってもなかなか入れないという実態、痴呆性というのはやはり同じ痴呆性でも重度というか軽度というかいんな形態がありまして、施設へ入らない方がいい場合もあるし、入らなければだめな場合もあるし、そうかといって今のこのような社会の中で、お年寄りを在宅で看護していくことができる家庭も、痴呆性のお年寄りを抱えていてもできない家庭も多々あるわけです。市の広報無線でお願いの、お年寄りの迷子だとかそういうことなんか時々放送されますけれども、そういう点から見た場合、私は託老所と呼んでいいかどうかかわかりませんが、託老所と呼ぶのが妥当ではないかと思えますけれども、そういう託老所みたいなものを、とりあえず福生地区と熊川地区と二カ所ぐらい何より先に、例えば老人憩いの家だとかそういうものよりか先に、ぜひこれは緊急に設置してほしいというふうに思うのですけれども、これはどうなんですか。部長の考えは特養と併設でなく別に必要と思うという考えが出されましたけれども、これはもう一歩進めてその後はどういうふうに考えられているかというのを答弁していただきたいと思います。

それと教育の問題ですけれども、それでは今の学校の中、四中を建設しないで、四十人学級も先ほど次長が答弁されましたように、中学校で言えば六十四年度から六十六年度までを待つ。それまでの学校教育をどういうふうに、今の事態をどういうふうに解決していくかという、言ってみれば学校側に全面的な指導——協力というのか指導を強めるという答

弁だろうと思うのです。校長に十分なリーダー的なそれを發揮してもらうとか、教師の協力だとか、教師としての自覚だとか。それとそういうたえ問題が起きたときは、学校や地域、家庭の連絡を密にしてこういう問題を乗り切っていくのだと。

確かにこれはこれだいいと思うのです。こういうふうにしていかなければ学校ではないんですよね。学校長というのは当然そのためにいるわけで、教師をとりまとめ、教師の協力を得て教師としての自覚を持ってもらって、その勉強に向けて指導するのが学校なのです。その学校が今なかなか大変な状態になっているところから私の質問が出ているのです。だから、もしかしたら教育委員会と私の認識の差があるのかなんて、今私は思うのですけれども、私が先ほど登壇しているいろいろ言いました中学生というのは思春期を迎えて非常に難しい年ごろである。こういう中で、子供にとって初めての試験の高校受験というのが控えているわけです。これは子供だけの試験ではないのです。親にとってもこれは最大の試験なんです。

それで高校のことでは、都立高校と私立高校と合わせても、生徒数よりも学校の定員数の方が少ないのです。絶対浪人ができるに決まっているのです。全員高校へ進学するとすれば高校へ入れない子供がいて当たり前なのです。定数と生徒数の差があるわけです。今の中学二年生でいえば全都で四千人生徒の方が多いのです。そういう中で二中だけがなかなか十分な教育が——二中だけがと言うと語弊がありますけれども、中学校の中で行き届いた教育ができていないと、子供たちが受験を幾ら頑張っても行かなくなるのです。全都で下から四千人はともてもらえないのですから。そういう点から考えたときに、私はもっと行き届いた教育を進めるためにどういうふうにしたらいいかということを提案しているのです。それでは六十四年度から四十人学級になる。将来子供の数が減るから二中でいえば六年後は八百三十人になるし、三中は六百二十四人になる。一中は七百五十一人になるから、そうすれば九百人を欠けてそれなりの行き届いた教育ができるから、今のところ四中の建設は結論を出すことにならないのだというふうに先ほど答弁されましたけれども、では今の子はどうするのですか。

それと、今の学校の実態はどうなっているか御承知なんですか。そのところなのです。今の学校の実態を打開するのに、校長や教師だけ、そして言ってみればそれぞれの父母、地域、家庭に任せっ放しで、教育委員会、行政としては、先へ行けば子供の数が減るのだからこのままでいいのだ。これでは済まないと思うのです。言ってみれば学校長や学校の先生方、地域、家庭のその教育の最高責任者はだれかというと、行政の教育委員会です。私は市長にいつもこの質問はするのだけれども、市長はいつも教育委員会に、教育委員会にと言われるから、教育委員会が最高責任者になるのだらうと、私は市長のそういうことを踏まえて言わせてもらおうとそういうところへくるのだらうと思うのです。

二中の実態でいえば、現状は非常に教育になっていないのです。そういうところから考えた場合、私はこれは市長が答えるのならまだわかると思うのです。六年後は生徒が減りますから、だから四中はまだつくらないのですと市長が答えるのならまだわかるのです。教育の専門家の教育委員会がこういう答弁をするところに、私は今の教育に情熱を持っておられるかどうかというのを本当に疑いたくなります。六年後の子供たちは、それなりの子供の数が少なくなつて、四十人学級が実施できて行き届いた教育ができるかどうかかわからないけれども、これは、では今の事態はこのまま放置しておけばもっともっと広がるしひどくなります。これは登壇しても言いました、このまま放置しておけば後悔するようなことになるかもしれないと言いましたけれども、こういうようなことでは非常に私は問題だと思えますけれども、教育委員会にはもういいですから市長に答弁してほしいのです。福生の子供たちなのです。私たち市民の子供たちがこういう状態の中でこういう教育を受けて、教育委員会がこういう態度をとっているのですけれども、福生の市長としてこの教育問題をどう思われますか。そのことだけ教えてください。

それと公園ですけれども、公園も今の教育と同じようなんです。今の部長の答弁を聞いてみると、何か東京都の答弁を聞いているみたいで、私は福生の市民も当然都民ですけれども、その前に団地に住む住民も当然市民なのです。それで、公社は団地の専用施設と考えているから、ということを行いました。公社——これは東京都の住宅供給公社でしようね、トイレは防犯上のこともあるので設置は考えていないなんて、これは部長が言ったのではなくて東京都が言ったわけだけれども、では福生にあるほかの公園はトイレも水道もついていますよね。福生市の中にある公園はトイレをつくるときに、防犯上のこともあるけれども、だけどトイレをつくった方がいいのだということではトイレを設置したのだと思うのです。福生が防犯上のことを何も考えないでトイレをつけたというふうには考えられませんので。ではこういうことを東京都が言つて、それでこれは建替え計画があるから譲渡できない、だから市では条例にのらないから維持管理はできないのだというの、そういう答弁です。ね。

それでも、私は公園というのはだれでも使うものだと思うのです。東京都が勝手に団地の専用施設というふうに考えて

いようと、それは東京都が考えているだけであって、住んでいる団地の住民もその付近に住む市民も、そういう点では何らそういうふうには考えてないと思うのです。その証拠には、立入禁止とか団地以外使用禁止なんていう札は立っていませんし、そういうふうに立てるものは公園ではないと思うわけです。それでは公園ではなくなっちゃうわけです。そういう点で見て、福生市民の立場を市で考えたときに、やはりほかの条例に載っていないけれども、例えば条例に、市長が定める範囲はこの限りではないなんていうような条例を一項目つけ加えれば、こんなのは幾らでも管理できるわけです。ほかのものでもこういうものがあるでしょう、やはり何にしても。これはやる気があるかないかの問題だけであると私は思います。

とえあえず譲渡してもらわなくても公園を今、公園として使っているわけだから、例えば東京都が建てかえするときにトイレや水道が邪魔なときにはほかの遊具も邪魔なわけです。今公園の中にある遊具も当然邪魔になるわけです。それを整備していけばいいわけで、そのときに市がつくった水道だからこれは取り壊しては困るのだというような主張さえしなければ、私は市の方の側だけの問題だというふうに思いますけれども、条例の見直しをしてもらえばこれは簡単に解決するのではないかというふうに思いますけれども、その点どうでしょう。

それでこれは第一に、言ってみれば東京都がこの公園の維持管理をしているわけではないのです。団地の住民、言ってみれば市民が共益費で砂場の砂とかそういう維持管理をしているわけです。だから市がこれをたとえ維持管理をしたって、東京都に寄附をしたような恰好にもならない。市民の負担を軽減するという形になると思いますけれども、そういうふうにはできないのかどうか。そういうふうに考えられると私は思うのですけれども、その点お聞かせください。

チームスピリットですけれども、もうこれは非常に、緊急着陸については申し出るとおっしゃいましたね。これは絶対申し出てもらいたいのですけれども、それとやはりこういうようなことが当然、米韓合同軍事演習ですから、軍事演習だから当然緊急着陸もあるし、当然飛来してくる飛行機も非常に通常よりもふえるのは当たり前です。訓練ですから。こういう中で、中止の申し入れは国との地位協定の問題なので、そういう申し入れをする立場ではない。だから中止の申し入れはしていないのだと言われましたけれども、国との地位協定だと言いますけれども、もしもこういう緊急着陸で済んで爆発炎上ということがなかったからいいのですけれども、また市街地上空をこんなに飛行機が飛んでいて今のところまだ事故がないのですからこれは本当にいいことだと思いますけれども、もしも事故が起きたときは、これは国との地位

協定の問題だからこれは言えないのだというこういう立場をあくまでも最後までとり続けられるのでしょうか。言ってみれば庁舎にもしも飛行機が落ちこちてきたときに、これは国との地位協定の中で起きたことだから国が損害賠償をやってもらうだけで、福生市としては何も言えないということと同じだと思いますけれども、こういう点、私は市長個人だったらこれでいいと思います。市長、田村匡雄さんがこういうふうに考えられるのなら結構だと思いますけれども、私たち五万市民の代表の市長が、いろんな考え方がある市民なのです。基地は絶対あっては困るという市民もいますし、基地がある方がいいという市民もいるでしょうし、まあ仕方がないから認めているという市民もいるでしょうし、いろんな市民がいる中の代表が市長なわけなので、こういう中で、国との問題なので中止の申し入れはしないなんていうこういうことは、私は本来市長として言う立場としては言えないことではないかというふうに思うのですけれども、これはぜひそういう考え方を覚えていただきたい、こういうふうに思います。

それと、こういうふうに緊急着陸などがあっても言うてみればこういう議会の中で発言をしなければ、米軍からも言うてこなければ、当然防衛庁からもこないでしょうね、このチームスピリットについても何も連絡がないというのですから。こういうのでは本当に、私、ばかにされているのではないかと思います、言ってみれば福生市が、防衛庁や米軍に、福生市というのは米軍がどんなことを基地の中でやっても何も言わなくて、何でも我慢してくれる自治体なんだと、こう思われているのではないですか。本当にこういう緊急着陸があって、本当に一大事のときに、本来ならばすぐその日に市長のところに連絡があって、こういうことがありましたけれども、幸いに爆発炎上ということがなくてうまく済みました、本当に申しわけがないと、向こうからあって当たり前でしょう。防衛庁だってこんなことを言うてくるのは当たり前だと思えます。

幾ら治外法権の基地の中だっていったって、あそこの中で何か事が起きれば、私たちの命は関係なしでは済みませんか。ら、こういう点では私は断固こういう非常に市民をばかにしている、福生市を、私は私たちだけをばかにしているのではなくて、市長から何からもうみんなばかにされると思うのです。そういう点、もう強く言うてもらおう、それと同時にこういう中止の申し入れをしないからこういう態度をとられるのです。そうじゃないですか。そのところをよく考えていただいて、防衛施設庁にも、当然防衛庁の方にも文句を言って、米軍にももうこういうことがあったら本当に困る、こんな緊急着陸があるのだったら横田は福生から出ていってほしい、これぐらいやはり言うてもらわなければならぬという

ぶろに思います。それでこういう米軍が消防訓練をやったり緊急着陸があったりして、こういうような米軍の方は自分たちは逃げる算段はしているんですね。それで私たちは何も知らないでのはほんと暮らしているわけです。

こういうところなんかも市長としてはどういうふうにかえられているのか、このところをもう一回聞かせてください。こういうばかにされていいと思っているのかどうなのか、このところをもう一度聞かせてください。

○議長（森田治男君） 二時二十分まで休憩いたします。

午後二時 六分 休憩

午後二時二十二分 開議

○議長（森田治男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（田村匡雄君） 原議員さんの御質問に自席からお答えを申し上げます。

第一点目の入院見舞金制度の件でございますけれども、この関係につきましては、現在直ちに見舞金制度化といえますか、こういった考えを私どもは持っておりますので、よろしくひとつお願いしたいと思っております。

それから横田基地の関係についてでございますけれども、この件については、もちろん事故等がございましたら、あるいはもうないようにいつも申し上げておるのでございますけれども、今後も事故防止の件については万全を期すように、事あるごとに申し出をしていきたいというふうに考えているわけでございます。

それから中止の申し入れの件でございますけれども、これは国と国との条約の件でございますして、こういう中止の申し入れをするまた考えもございませんので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

○教育長（森田 猛君） 原議員さんの質問に自席から私から御答弁させていただきます。

先ほど教育関係のことで市長にお聞きしたいと質問があったわけでございますが、これはやはり地方教育行政の組織及び運営に関する法律の二十八条によりまして、つくるのは地方公共団体の長であるけれども、管理は教育委員会がする。また必要な場合は教育委員会の申し出によってやるというふうになっておるわけでございます。

それで施設はそういうわけでございますので、私の方は市長の方へは申し出はしておりません。

内容でございますが、確かに大勢でもまれることもあるだろうし、また小河内のように一年生から三年生まで全部合わ

せても三十人というへんびな学校もあるわけでございます。これは私の方の教頭が校長に昇格して三年前に行っていたのですけれども、やはり大規模校——何名を大規模と称するか、これは定義はございませんけれども、例えば福生の二中等もかなり多い方ではないかなというふうに感じるわけでございます。

それで私ちょっと調べたのですけれども、福生二中が二十三学級、二十四学級以上が三多摩にどのくらいあるかと調べたら、二十四校ばかりことしの二月一日現在あるわけでございます。まだその部類に入っていないので、また、あとはそれぞれ教育委員会並びに学校との協力関係、それからまた福生の場合においては青梅線沿線の指導計画——生活指導の計画の協議会を設けております。そのほかにも福生警察署の少年係を中心といたしまして、福生、羽村、瑞穂、秋川、これらの中学校の担任等が集まりまして、例月その詳細な検討を報告し合っています、その対策等を講じておるわけでございます。

その内容につきましては、未成年者ということでございますして御発表することはできませんけれども、内容個々につきましては学校側から私の方へ、また指導主事から私のところへ報告、あるいは学校長、教頭そろって事情聴取とまではいなくても来て、報告を私が受けているわけでございます。それでこれは二中だけが悪いのではなくて、調べてみますとやはり羽村、昭島にも瑞穂にも問題があり、それらの関係も確かにございます。一時のように、前のようにひどくはございませんが、各学校の間の争いも現在も新聞には書かれておりませんが、あることは事実でございます。また我々もそれを非常に心配しておるわけでございますが、余り二中が、一中が、ということをしたしますと、これから高校へ進学する人にもまたそれが出ると困るというような話も聞いておりますので、極力私の方は指導主事を指示いたしまして早く芽を摘めと、それから卒業生、いわゆる有職少年でございますが、それとの連携を断てというような指導をしておるわけでございます。

有職少年との、それから上級生、下級生の関係もありますので、なるべく校長といたしましては、三年生、二年生、一年生と、この関係のないように今後もしていただきたいというふうな指導もしておりますし、学校長も承知をしてやっておるわけでございますが、何分社会情勢もいろいろありますので、我々の力が足りないところは謝らなければなりません。ですから、今後とも教育委員会といたしましても現在の校数で十分やっていけるんだということでおりますので、我々も力は及ばないわけでございますけれども、一生懸命やっていくつもりでございますので、御了承のほどをお願いいたします。

死します。

○福祉部長（生子国利君） 幾つか私の方から御答弁申し上げたいと思います。

まず特別養護老人ホームができた際における活用の方法、あるいはそういった新しいものがないかということですが、これは当然特養ができたために市としてはこのホームを利用するということは当然のことです、ぜひお願いしたいということは、問題は要するにそこにできたために在宅介護教室等が開いていたのではないかと、そういうふうな行動等もできますので、市民の在宅の介護をしている方々を寄せてそういった教育をしていただくということは考えております。

それから入浴等におきましてもこれから在宅者が多くなれば、当然松楓園だけでは済みませんので、この活用を十分させていただきたいと思います。これはまた協議が必要と思いますが、いずれにしてもプラスになることは十分に承知しております。

それから、二点目でございますが、先ほどの、交流を図るために、老人の痴呆性予防のためにやはり大勢の中で一緒にいろいろ協議することが非常によろしいと、話し合いの場、そういうものは必要だと思いますが、先ほど市長から申しましたとおり、総合福祉センターというものができますればそれが中心になりまして現在ある地域会館を活用するというふうな御答弁を申し上げたと思います。したがってこの活用というものを十分今後考えていく必要があると思います。

それから第三点目の、私が答弁申し上げました託老所というものは別個にした方がいいと。痴呆性の託老所。ということとは一つの病院の中に一緒にするということは不可能です。当然精神面の方だと思えますので。それで国あたりでも特養をつくる際には併設をしろというのは別途につくれと、こういうことです。したがってそういうふうななかなかその調整のところは市独自でできるということは難しいと思うのです。現在八王子市に一つあります山水園ですか、これ一つしか今ないわけですが、そういうふうな施設ができることは好ましいのですが、当市として市だけでこれだけのものができるかどうかという問題がこれから総合福祉センターをつくった上において、さらにまたそれらとあわせながら検討は加える必要があると思いますが、そういうことでこれから十分検討はしていきたいというふうに考えています。以上です。

○建設部長（森田 進君） 公園に関係いたしまして御答弁を申し上げます。

まず一点の市立公園におけるトイレの位置づけということでございますけれども、御案内のように市立公園についてはこれは市の公園でございますので、端から端までの市民が利用すると、そういうふうなことが前提で一応つくられている公

園でございます。そういう配慮から水飲み、あるいはトイレ等については整備してあると、そういうふうなことが、一応設置する位置づけと申しますか理由でございます。

団地公園につきましては先ほど申し上げましたけれど、一応団地の専用施設と、そういう考え方で公社といたしましても専用施設であれば当然使う中心は団地の市民でございまして、当然近くに共用栓、あるいは自宅のトイレ、そういうものがありますので、今の公園の中に水飲みあるいはトイレ等はつけていかなないと、そういう一応基本的な考え方のようでございます。

それからもう一点、条例に規定をしない公園に対する一応維持管理の関係でございますけれども、団地の公園につきましては先ほど申し上げましたように、市から見ますと他人の財産でございまして、当然公社に占有権があるわけでございまして、今その占有権について市の方には特に認めないと、そういう一応一律の規定があるようでございまして、そういうものの中で市がこういう維持管理をするというふうな形になりますと、当然維持管理をするということは適正な管理、そういういったものがその前提としてあるわけでございますが、条例等にのせることのできない公園等についてはそういった維持管理の適正化が図れないと、そういう一応判断がございまして、今の段階では団地公園についてはなかなか御質問のような形での市の方の対応というのは難しいと、そのように一応判断をしております。以上でございます。

○議長（森田治男君） 十一番原 敏子君。四回目ですから要望にとどめていただきます。

○十一番（原 敏子君） 老人福祉から要望させていただきます。

市長とにかく二百五十八万五千円で入院見舞金制度をやる気があるかどうかという質問をして、答弁はそういう気は持っていないと、やらないという答弁をいただきましたので、これは非常に遺憾だというふうに思いますし、お年寄りを大切にするというそういう市長ではないというふうに、また再度言わせていただきます。

前回、私やはりこの質問をさせていただいて、そのときもこういうことを言わせていただいたのですけれども、また全く残念なことにまた同じようなことを言わなければならないというふうに思います。それと、このたった二百五十八万五千円あればできる入院見舞金制度をやるらないということは、私はお年寄りの福祉、お年寄りの命と暮らしを守らない市長なんだという、そういう政治を今行っているのだということを、皆さんの前で改めて確認したいというふうに思います。それからデイ・ケアと老人憩いの家なんですけれども、今部長からいろいろ答弁がありまして、私も特養ができれば今の

そういうデイ・ケアがもっともを拡充できるし、そういうふうな期待しておりますので、ぜひそのところ、十分な活用ができるように、そしてデイ・ケアのそういうお年寄りの要求を聞いていただいて、そういうものをきちっとしていただきたいというふうに思います。

それと老人憩いの家の問題ですけれども、部長が言われましたように、現在ある地域会館がそういうものに使っていくようなれば私もお結構だなというふうに思いますけれども、今のままではなかなか活用しづらいという部分もあるでしょうから、ぜひこれは前向きに検討していただいて、やはりこれから高齢化社会を迎える中で、大勢のお年寄りが痴呆性老人にならないように、そういうための予防の一つとしてもこういうものを設置していただきたいと思っています。

それと痴呆性老人の託老所の関係ですけれども、特養の中には当然つくってもものが違うものですから、それはまあこれも部長の言うことにそのとおりだというふうに思いますが、昔は、ボストの数ほど保育所を、と言ったのです。今はボストの数も随分減りましたけれども、保育所の数ほど託老所を、というような感じでぜひそういうふうなものを頭に置いて検討をしていただきたい。これは後で期待しておきますので、託老所は本当に今切実な要求ですので、よろしく願います。

それと寝たきり老人なんですけれども、おむつだとか介護手当金とか、今福生でやってないものが他の自治体で、幾つかの自治体でいろんな問題でやっております。おむつなんかもあるんのおむつの使い方がありますので、これが紙おむつがいいのか布おむつがいいのか、そんな細かいことまではわかりませんが、そういうような寝たきり老人に必要なものの、そういう施策の充実をぜひ図っていただきたい。これも要望しておきます。

それと、次に学校教育の問題ですけれども、教育長が今答弁がありまして、最後、教育長がこういう社会情勢の中、一生懸命教育に力を入れていきたい、こういうように言っていたいて本当に非常に心強い限りでございます。

しかし、今の現状がこういう中で、これは今のうちに何とか、今教育長が言われました早く芽を摘めというふうな何か卒業した子供との連携関係で言われましたけれども、これは卒業生だけではなくて、今の学校の中の生徒間の中でも言えると思うのです、教育の中で、細かいうちに芽を摘めば大きくならないのはだれも承知なわけで、早く芽を摘めというそういう点、今の私は二中しか中身がよくわかりませんが、二中だけが悪いのではないというのは私もそう思います。福生の中学校だけが悪いのではないのです。羽村だって瑞穂だってそれなりに、きつと秋川だってそれはよくわからない

だけであって、今の社会情勢はどこも同じ社会情勢の中で子供たちは生活していますし、こういう中ですからそれなりのものがあると思いますけれども、でも私たちはここは福生の議会で、この中で審議するにはやはり今二中が大変だと言われている中で、やはり二中の問題を考えていかなければならないのではないかと今思っています。今のようないくつかの状態がこのまま続けば、もう芽を早く摘めどころか、どんどん芽が大きくなってしまつて、もう学校の中だけ、家庭とタアイアッしてもなかなか解決しないという問題になりかねないと思います。やはり学校というのは、私が教育委員会に言うのもおかしいですけれども、勉強をするところです。そして勉強をし、人間として成長する、そういう教育を受けるところです。それで社会の一員としてそういう子供たちを育てていくのが学校教育です。そういう学校教育ができない状態であるというのは、もう学校ではなくなるわけです。

そういうことがないように、ますます教育委員会としては力を強めていただきたいし、校長や教師だけの責任にしない。教育委員会としては、一中も二中も三中もみんな福生の中学校です。一小から七小を入れてそうです。どこの学校でも比較されることがない、すべての子供に行き届いた教育ができるように、こういうふうな方針を持っていたいて、ぜひこれは教育を、教育委員会としてはきちっとした態度、そういう姿勢を持っていたきたいと要求しておきます。そして何だかばか利口も一緒に教育するからだというようないかなる不規則発言がありましたけれども、こういう発言は非常に子供たちをばかにしていますし、子供たちが一生懸命まじめに勉強しようとする、そういう気持ちを踏みにじるものだし、教育委員会も学校も教師も私たち子供を持つ親としても、こんな発言は絶対に許せないということを最後に言うておきます。

それと三点目、公園についてですけれども、これは立場上、立場上というか団地は団地、言ってみれば東京都の住宅供給公社、日本住宅公団、言ってみれば東京都のそういう所有権の問題でこれができるんだということ、これはもう再三聞いているし今回も何回も答弁されましたので、これはこれでわかりますけれども、私はこれはこれだとしても、やはり福生の中にある公園は団地の中にあると、例えば都営住宅の中にあると、やはり市民が使う公園だということ。これは認識が一致すると思うのです。そうですよね、団地の住民も市民です。こういう点からやはり考えていただきたいと思うのです。

条例上だとか所有権の問題だとか、そういうのはやはりお役所としては当然そういうのが前にはだかつてなかなかできないというところはあるでしょうけれども、こういう中でやはり市民の皆さんが利用する公園を、団地の中にあるからだと

がそうではない公園だからといって、そのところで施設の差があつてはならないと思うわけです。それはどこがお金を出そうとどこが設置をしようと、それは市民から見れば水道がありトイレがあり遊具が整備されているという点では同じなわけです。ここは行政ですし議会ですから、これはどこがやる責任だとかいふようなことがあると思いますけれども、市民から見た場合、やはり福生にある公園はトイレもあり水道も使えて、そしてだれでもが使えるようなそういう公園でなければならぬというふうに考えるもので、これは市が、部長が今条例にのせない公園は維持管理はできないというふうに言われましたけれども、それではこの維持管理を東京都に、これは今の場合は東京都が対象になっていきますから、東京都にやはりもっと、譲渡しないならば福生の市民が使う公園だから、トイレや水道ぐらひはつけるべきではないかということ、やはり福生市の行政として申し入れていただきたいし、それは力強くいろいろやっていただかなければならないというふうに思いますので、この点そのようによろしくお願いいたします。

それと、チームスピリットの問題ですけれども、横田基地の問題。これはもう市長はいつも国と国とのことなのでと言いますけれども、いざ事故が起きたときには、では国と国とが解決してくれるかということ、これはなくなった命、なくなった家は戻ってこないわけです。お金では買えないものがたくさんあるわけです。そういう点では有形無形の被害を受けている、日常的に受けている福生市が、こういう米韓合同軍事演習がある中でますますひどく受けるわけです。これはやはり市長としては困るのだという、困らないのに中止はできないと思いますけれども、市長もこういう事故防止ということであることが言われてますし、現実に緊急着陸という事故が二件あったわけです。たった二月十七日から三月――きようは五日ですけれども、この間に二回あるわけです。

こういう中で、これから五月初旬までやれば、この割合でいけばあと二回や三回ありますよね。こういう緊急着陸など、こういう事故を防止すると口では言っても防止できないのが事故なんです。事故ですから。

ですから、そういう中で、やはり国と国との関係なのでこういう訓練の中止は言えないんだということではなくて、市長には五万市民が後ろについている、そういうふうな気持ちで勇氣を持っていたら、米軍や関係機関、防衛庁にはつきりとした態度をとっていただく、そういうことが事故を防止する一つになるというふうに私は考えますので、市長の今答弁されました、国と国とのことなので中止をしてほしいという考えを持たないというお考えを変えていただきたい。以上、要望いたしましたして一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森田治男君） 次に、十七番東田正治君。

（十七番 東田正治君登壇）

○十七番（東田正治君） それでは、貴重な時間をいただきましたありがとうございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まずエイズ対策でございますが、基地を抱える本市だけにその対応を十分に整える必要があると考えて質問させていただきます。

現在、日本には二十九名の患者が発表されております。そのうち三名が死亡ということでありまして。血友病の患者、これが五千人とされておりまして。そのうち抗体陽性者が三〇％と言われております。学者の説によりまして、患者の百倍から三百倍、これが抗体陽性者であると言われておるわけです。そうしますと、三千名からあるいは九千名、学者の説をいろいろと聞いてみますと一万人を超すのではないかと、こういうことが雑誌の誌上等々でも、また国会の中でも発表をされてるわけでございます。感染から抗体陽性者になるのに二ヵ月から六ヵ月かかると言われております。菌が一度入り込みますと遺伝子に組み込まれる関係から、感染したら追い出すことができないわけです。そのいる相手がヘルパーTリンパ細胞といまして、免疫を増強する側でありますから、そこにいった菌を殺すということは、リンパ球を殺さなければならぬわけでありまして。ということは体がまいるといえますか、死んでしまうということでもあります。発病したら三年以内に生存者がいないというこの病気は何よりも恐ろしいと言われております。

以上の観点に立って次のことを市民に明確にしていきたいと思います。第一点、医師会の対応はどうなっているのか。二点目、歯科医師の予防体制はどうなっているか。三点目、市民へのPRを考えるべきであると思うが、どうか。

以上三点をお願いいたします。

次に、五日市線熊川駅についてお尋ねをいたします。

御案内のとおり、この周辺は人口密度がこれから増加の一途をたどることは、だれが考えても明らかであります。この駅につきましては、先輩議員や地元住民の大変な御努力によりまして、現在の位置になったと聞き及んでおります。そして徐々に整備がなされ、地域住民の方々も大変喜ばれているところであります。住民の方々の話を聞きますと、北側の

方々は両方の踏切を渡って駅を利用してゐるのが現状でありまして、大変あの踏切は交通が繁雑する地点で、大変危険であるわけでございます。できましたら、ですから北側から南側にかけての跨線橋をつくってもらえないかどうかという声が出てゐるわけでございます。理事者のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

また、奥多摩街道の柳通りに通じる踏切でございますが、西側の踏切ですね、あの構想が今進んでいるということですが、どのような青写真ができてゐるのか、その辺もお聞かせを願いたいと思います。

次に、道路の整備についてお伺いいたします。

第一点は、今回は特に横田商栄会、武蔵野商栄会への連絡路の整備について、二点目が一六六号線が都道から市道へと移管になった後についてお尋ねをいたします。

まず、この一点目でございますが、御案内のとおりに当商栄会の方々と先輩議員の方々、そして理事者の方々の大変な御努力によりまして、二十余年にわたる念願が実りつつあることは周知の事実でございます。この商栄会は、一六号を通過する人々や基地の方々だけのものにするのではなく、ぜひ若者に魅力を感じさせるまちへ変貌するように切望をするものであります。その視点に立って、これに通ずる富士見通り、いわゆる福生駅の東口を降りて一六号に至る通りを、ぜひ歩行者を優先させた歩道をつくって、そして緑と花を植え、散策しながら商栄会へと行ける道路の整備を考えないか、お伺いをいたします。

次に、二点目の一六六号線の問題でございますが、体育館のところからそれをずうっと駅の所まで来まして、それから西武信用金庫の間を抜けてまして秋山酒店の所まで行きますが、それから柳通りへと抜けていくわけですが、体育館から柳通りに至るまでのこの間、一貫した整備がなされていないように思われてなりません。これは皆様も御存じのとおりでございます。市民からこの話はよく聞くとところでございます。今後、市道になった場合、整備する考えがあるかどうか。私はこれは年次計画を立てて、都道と言われている以上はやはり整備を、都道と名づけられてそれこそ相当の年数がかかってあれは大変な主要道路ではなかったかと思ひます。ところが、案外と整備されないままに來ているのが現状ではないかと。その意見をぜひ聞かせていただきたいと思ひます。

次に、総合福祉センターの建設についてお伺いをいたします。

私どもといたしましては、毎年予算要望書で、あるいは一般質問等々で再三にわたって発言をしているところであります。

す。私もその一人として提言をさせていただきたい。

高齢化社会の到来は、確実に二十一世紀にはやっけてまいります。現在の東京の六十五歳以上の人口は、これは六十年程度ですが、それでも九%に達しようとしております。人口流動の激変がなかったと仮定した場合、西暦二〇〇〇年には六十五歳以上の人口は、東京では百五十万人になると、構成比率も一二%に達すると予測をされております。もし現在国が進めている産業の地域分散化が進めば、もっと東京の老齡化は進むかもしれません。

このことによつて、雇用あるいは年金、医療、都市構造などこれまでのあり方すべてが見直しを迫られてくるわけでございます。今、第三世界の主要都市においては雇用の確保が困難な状況にあり、ましてや高齢者の雇用に手が届かないと、このように言われております。また、片や先進国においては、人口の膨大な流入、そして都心部の住宅の新陳代謝ができず都市の過疎化現象が起こり、活力が失われ、都市の崩壊現象が起きるのではなからうかとも言われている現状であります。都市への人口集中化は高齢者の集中でもあるわけで、幾多の問題を引き起こしているわけであります。等々、一面をとってみましても、福祉の需要は増大するわけでございます。

ともあれ、福祉サービスも負担の方法やサービスのあり方が検討されなければなりません。また障害者と健常者とが生きる喜びを分かちあえる社会建設が課題であるわけでありまして。現在の福祉会館を考えると、建替えが検討段階に入っていると聞いているわけでございます。きょう、市長の施政演説の中にもプロジェクトをつくって検討していくと、このように今年度にならうな形であらわれてきてゐるわけでございますが、広域的見地に立って医療機関と併設できるように、今までの考え方を一歩もう少し進めて、総合的な福祉センターを考えるべきであると思ひます。そのためには、都から都立の総合的福祉センターを誘致すべきである。それに乗っかるかといひますか、そして市独自の障害者施設や老健法に基づく施策等も共に実現してどうか、このように考えるわけでございます。

財政基盤の脆弱な福生市においては、やはりこれが賢明な考え方ではなからうか、このように考えるわけですが、理事者の御答弁をお願いしたいと思います。

以上でございますが、お手やわらかにお願いをいたしまして壇上での質問とさせていただきます。

(市長 田村匡雄君登壇)

○市長(田村匡雄君) 東田議員さんの御質問にお答えいたします。